

戦前日本の所得分布*

—戸数割資料による山口県の分析—

南 亮進・小野 旭

1. はじめに

クズネッツ(S. Kuznets)は西欧数ヶ国における所得分布の長期的変化を分析し、所得分布は経済成長の初期的段階で不平等化し、後に平等化するという興味深い仮説を提示した¹⁾。その後この仮説をめぐって多くの研究が行われた。例えばソルトウ(L. Soltow)は、イギリスの歴史的データ(1688-1963年)を分析してこの仮説がほぼ正しいことを確認し、ポーカート(F. Paukert)は1965年ごろの各国のデータを比較して、経済発展段階(1人当たりGNPによって表される)の違いによって、所得分布はクズネッツが予想した通りの変化を示すことを実証した²⁾。こうして、この仮説「クズネッツ仮説」または「逆U字型仮説」と呼ばれる)は、近代経済成長の一側面を表す法則として一般に容認されるところとなった。

われわれの関心は、クズネッツ仮説が日本の歴史に当てはまるかどうかにある。日本では所得分布は産業化(非農業の相対的拡大)³⁾の過程で不平等化した(所得分配を犠牲にして工業化を達成した)のかどうか、もし不平等化したとするなら、所得分布はいつごろ平等化し今日のような姿になったのか。これは、きわめて興味深い問題である。この研究は、クズネッツ仮説の有効性を検

証するための材料を世界に提供するだけではなく、日本の近代経済成長の実態を解明するという重要な意義を持つものと言える。

日本の近代経済成長についてはこれまで多くの研究が行われ、その全貌が次第に明らかになってきた。戦後の所得分布については溝口敏行や高山憲之などによる研究によって、それは1960年代に平等化、70年代に一定、80年代にわずかに不平等化という変化はあるものの、概して(国際的に)きわめて平等であることが明らかになっている⁴⁾。しかし戦前期の所得分布についてはまだほとんどわかっていない。この研究に先鞭をつけたのは筆者の1人(小野)と渡部経彦であり、その後大槻聡幸と高松信清による研究、溝口、寺崎による研究などが現れた⁵⁾。そしていずれの研究も、(1) 所得分布は戦前期に不平等化したこと、(2) 戦前の所得分布は戦後に比べてはるかに不平等であったことを示しており、クズネッツ仮説の妥当性を示すものとして興味深い。しかしこれらの研究は所得分布を直接計測したものではなく、労働分配率や産業間所得格差などの動きから間接的に推定したものであった。すなわち労働分配率は、筆者達による研究によって戦前期に長期的低下をしたことが明らかであり、また産業間所得格差も同じ時期に拡大したことが知られているからである。またこれより先き高橋長太郎は、所得税(国税)の資料により所得分布の指標を計測したが⁶⁾、後に述べるように、戦前の所得税は免税点がきわめて高いため世帯の大部分がその資料から落ちてしまっており、そこから推定された所得分布とその動きからは到底確定的なことは言えない。

ここでわれわれは、戦前において行われた汐見三郎お

* この研究については、山口県山口市・萩市・岩国市、神奈川県横須賀市、熊本県熊本市、愛媛県八幡浜市・宇和島市の各議会事務局のご協力と、溝口敏行氏・高山憲之氏のご教示に負うところが大きい。記して感謝申し上げたい。また資料の整備の一部は一橋大学経済研究所統計係によって行われ、所得分布の計算は同研究所電子計算機室において、「規模別分布の統計分析プログラムパッケージ(SDAPP)」(寺崎康博)を使用して行われた。この研究は科学研究費一般B「所得分布の戦前・戦後比較」の一部である。

1) Kuznets 1955; 1963.

2) Soltow 1968; Paukert 1973.

3) ここで「工業化」と呼ばなかったのは、それが第2次産業のみならず第3次産業の発展も含むからである。

4) 溝口・高山・寺崎 1978; Mizoguchi and Takayama 1980; 高山 1980.

5) 溝口 1985; Ono and Watanabe 1976; Otsuki and Takamatsu 1982; 寺崎 1987. 展望論文として寺崎 1986 がある.

6) 高橋 1955.

図1 山 口 県 図



(注) 1920年の境域による。

よび早川三代治の研究に注目したい。汐見は熊本市(1931年)、早川は北海道のいくつかの町村(1933年)における戸数割地方税のデータを利用して、所得分布を計測した⁷⁾。この税は所得税と違ってほとんどすべての世帯に掛けられたから、その賦課基準の資料さえ残っていれば、そこから所得分布を正確に計測することができるのである。しかし両氏の計測は一地方に限られ、しかも1年次についてのものであるから、そこから全国の所得分布とその変化を知ることはできない。しかし、もしも多くの市町村における戸数割の原資料を多くの年次について収集することができれば、この目的を達することは可能であるはずである。そこで、この資料が各市町村の議会議事録に収められていることを知ったわれわれは、1974年に646の市役所に照会し、戦前期の議事録が保管されているかどうか、(保管されているならば)そのなかに戸数割資料が含まれているかどうかを調査した。これに対して381の市役所から回答が寄せられた。このうち

の85市において戸数割の資料が現存していることが判明した。そしてそのうちなるべく一地方に片寄らないようにいくつかの市を選択し、それらの役場で資料を閲覧して内容を確認した上、それをマイクロフィルムに収めることとした。この資料収集はきわめて金と時間のかかる仕事であったが、われわれはこれまで41の市役所においてそこに保管された数多くの市町村の資料を集めることができた。われわれは今この資料を整理中であるが、本稿はかつて発表した研究⁸⁾につづく中間報告である。

本稿ではわれわれは山口県をとりあげ、所得分布が地域(都市部と農村部)別にどのように違っているか、それは地域別にどのように変化したか、そして県全体の所得不平等度はどの程度の水準にあり、それはどのように変化したかということについて分析しようと思う。山口県を選んだ理由は、資料が比較的豊富に存在することである。山口県については山口市、萩市、岩国市の各市役所

7) 汐見 1933; 早川 1934; Hayakawa 1951.

8) 南・小野・高松 1981 a.

表1 全国との比較で見た山口県経済

(1) 生産成長率(%)			農林水	鉱工業	計	(3) 産業構造 労働力(%)			1次	2次	3次	計
	全国 (実質NDP)	1912-20	2.63	5.96	3.86		全国	1920	53.8	20.5	25.7	100.0
		1920-30	0.38	5.85	2.90			1930	49.7	20.3	30.0	100.0
		1930-40	0.89	9.49	6.25			1940	44.3	26.0	29.7	100.0
	山口県 (実質生産額)	1912-20	2.28	7.60	3.79		山口県	1920	43.1	21.0	35.9	100.0
		1920-30	2.03	10.81	5.72			1930	54.9	16.4	28.7	100.0
		1930-40	-1.19	12.94	8.26			1940	46.3	25.9	27.8	100.0

(2) 産業構造——産出(%)			農林水	鉱工業	計	(4) 人口増 加率(%)			1920-1930	1930-1940
	全国 (NDP)	1912	66.8	33.2	100.0		全国 山口県	1.42	1.26	
		1920	55.6	44.4	100.0			0.87	1.32	
		1930	40.6	59.4	100.0					
		1940	32.2	67.8	100.0					
	山口県 (生産額)	1912	76.0	24.0	100.0					
1920		63.0	37.0	100.0						
1930		40.8	59.2	100.0						
1940		22.2	77.8	100.0						

(5) 1人当たり所得(円)		1923	1930	1937	1930/23 (倍)	1937/30 (率)
	全国(1人当たり個人可処分所得)	194	175	237	0.90	1.35
		山口県(1戸当たり所得 ^{a)})	393	362	484	0.92

(注) a) 控除後所得。

(資料) (1) 全 国: 大川・その他 1974, 226 頁。

山口県: (2) の生産額を全国の産業別デフレーター(大川・その他 1974, 232 頁)で除して求めた。

(2) 全 国: 大川・その他 1974, 202 頁。

山口県: 山口県 1941, 4 頁。

(3) 全 国: 総理府統計局 1985, 160-1 頁。

山口県: 内閣統計局 1926, 18-9 頁。

内閣統計局 1934, 42-3 頁。

総理府統計局 1962, 82-5 頁。

(4) 総理府統計局 1985, 6 頁。

(5) 全 国: 大川・その他 1974, 237 頁。

山口県: 表 2 の y について, 3 町と 5 村のそれぞれの平均値を, それぞれ山口県の全市町と全村に当てはめて計算した。ウェイトは表 5(1) の世帯数(N')を用いた。

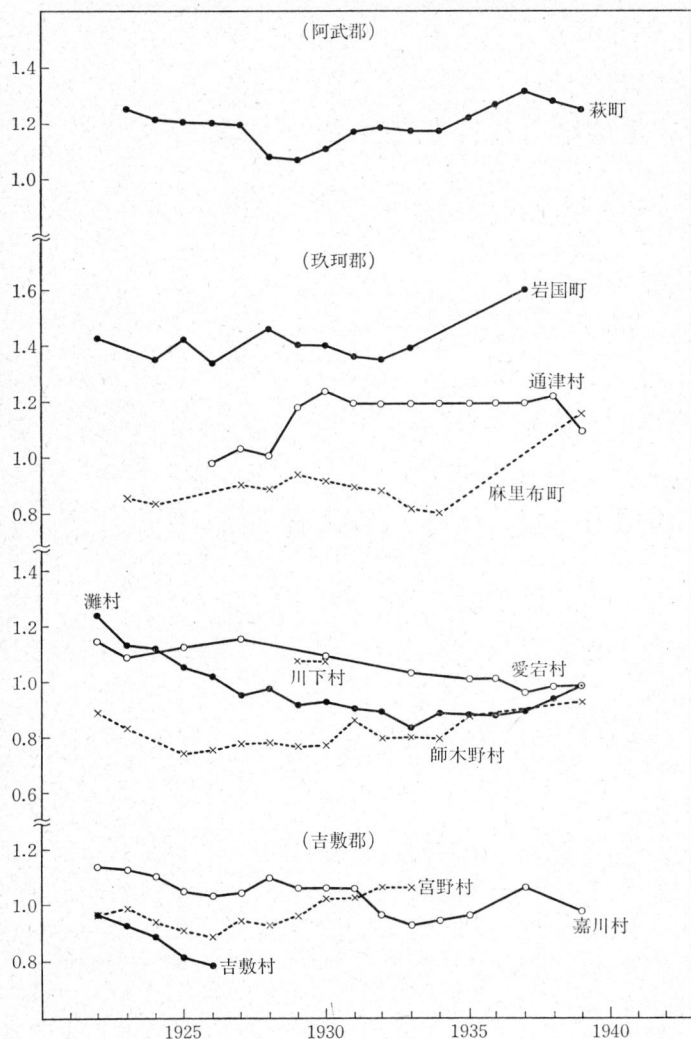
において戸数割データをマイクロフィルムにおさめた。「山口市」では, 1929 年山口町と合併して市となった吉敷村, 1941 年に同市に編入された宮野村, 1944 年に合併された嘉川村について, 「萩市」では, 萩町(1939 年より萩市)をはじめ, 1923 年に萩町に編入された椿東村, 椿村, 山田村について, 「岩国市」では, 岩国町はじめ 1940 年に岩国町と合併して市となった麻理布町, 川下村, 愛宕村, 灘村, 1955 年に岩国市に編入された師木野村, 通津村について, それぞれ貴重なデータを集めることができた(図 1 参照)。本稿の分析はこのデータ(合計 3 町, 11 村)を用いて行われるものである。このように本稿は山口県という一地域を対象とするものではあるが, 山口県は, 後にみられるように, 経済状態において全国平均に近似しているので, この県の研究結果は全国の所得分布について有用な情報を与えてくれる, と考える。分析に先だって山口県の経済を全国の経済と比較してその特徴を概観し(2 節), 戸数割資料の簡単な解説を行う(3 節)。(詳しい解説は補論として掲げる。)そして次の 3 つの節で分析が行われる。ところで山口県では戸数割資料は

1887-1939 年という長い期間について得られるが, 1887-1921 年の資料は不完全なものである。そこでわれわれは分析期間を 2 つに分け, まず 1922-39 年について本格的な分析を試みる。すなわち所得分布の地域間格差とその要因を分析し(4 節), 次いで所得分布の時間的変化とその要因を分析する(5 節)。1887-1921 年については, その中でもとくにデータの質の悪い数年を除き, 1891-1921 年を分析の対象とする。ただしその分析はごく簡単なものに止められる(6 節)。そして最後に分析結果の日本経済に対する含意について述べる(7 節)。

2. 山口県の経済

表 1 には山口県の経済に関するいくつかのデータが, 全国に関する統計と並んで掲げられている。

(1) は経済の成長率の指標として計算したものである。山口県については, 農林水産業, 鉱工業という物的生産部門の生産額が 1912-40 年について得られるにすぎない。表の数字はそれを実質化したものの成長率である。全国の場合は実質 NDP の成長率である。これによると, 山

図2 所得不平等度(変化係数 V)の町村別推移: 山口県 1922-39 年

(資料) 戸数割資料(B系列)による。ただし以下の場合には右の系列とリンクして推計した。

萩 町: 1923-26年 D系列(賦課総額)。

岩 国 町: 1922, 1924-26年 D系列。

愛 宕 村: 1922年 C系列(所得賦課額)。

師木野村: 1922-23年, 1937-39年 C系列。

1922-39年においてまったくデータのえられない年次(o・x印のない年次)は直線補間によって推計した。

口県の物的生産部門は1910年代には全国とほぼ同程度の成長率を、20, 30年代には全国を上回る成長率を示すことが注目される。

(2)は(1)と同じデータを用いて生産額の産業構成を計算したものである。物的生産部門に占める鉱工業の割合は、1912-20年には山口県の方が全国より低い、1930年には全国と同程度、そして1940年には全国を上回っ

ている。

(3)は労働力の産業構造で、ここでは3次産業も含められている。山口県の2次産業の割合は1930年では全国より低く、1920, 1940年に全国並みとなっている。同県の3次産業の割合は1920年では全国を大幅に上回り、1930, 40年には全国に並んでいる。

(4)は人口増加率であり、経済状態を反映するものとしてとりあげた。山口県のそれは20年代には全国を大きく下回るが、30年代には全国を少々上回っている。

(5)は1人当たり所得とその変化を示す。山口県の1戸当たりの所得は、20年代と30年代の双方において、全国の1人当たり個人可処分所得と同じテンポで増加している。

生産額の成長率やその構造の変化からみると、山口県の経済は1910年代には全国とほぼ同程度の成長率を示し、20年代と30年代には全国を上回る成長率を示したことになる。とくに30年代には、山口県は全国を上回るペースで工業化と経済成長を遂げたことはほぼ疑いない。その結果、産業構造から推察すると、山口県の経済は1910-20年には全国を下回っていたが、1930-40年には全国レベルに達したのである。

3. 戸数割資料について

我国の税体系は早くから国税と地方税とによって構成されていたが、戸数割は地方税のうちの1つであって、1878年に地方税規則が制定された際に、制度として成立をみたものである。当初は統一した賦課標準は公示されず、課税の仕方も

かなり恣意的であったようである。例えば1920年度についてみると、戸数割を実施していた町村のうち約半数がいわゆる「見立割」であった。これは客観的標準を設けることなく、課税当局者が納税義務者の生活状態を見立てる方式であり、戸数割の不平等性が問題となった理由の一部もここにあったと言われている。このような背景のもとに、1921年に府県税戸数割規則が公布され、課

表2 町村別所得不平等度とそれに関連した変数: 山口県

地 域	ジ ニ 係 数(G)			変 化 係 数(V)			上位10%の所得割合(Q)%		
	1923	1930	1937	1923	1930	1937	1923	1930	1937
萩 町	0.544	0.517	0.565	1.267	1.109	1.322	46.50	40.42	47.74
岩 国 町	0.578	0.594	0.654	1.395	1.401	1.603	50.19	50.00	56.27
麻里布町	0.419	0.432	0.446	0.854	0.924	1.015	32.75	35.23	39.55
通 津 村		0.533	0.533		1.231	1.199		45.11	43.67
灘 村	0.555	0.448	0.442	1.140	0.919	0.876	39.71	34.37	32.31
愛 宕 村	0.513	0.511	0.468	1.092	1.091	0.957	39.64	39.84	35.40
師木野村	0.413	0.388	0.501	0.829	0.774	0.977	31.74	30.10	33.98
嘉 川 村	0.521	0.483	0.484	1.137	1.051	1.052	41.51	39.03	39.07
3町合計									
平均 ^{c)}		0.534			1.189			43.18	
平均 ^{d)}	0.536	0.525	0.563	1.303	1.236	1.393			
5村合計									
平均 ^{c)}		0.490			1.062			39.31	
平均 ^{d)}	0.523 ^{e)}	0.477	0.476	1.117 ^{e)}	1.054	1.105			
山 口 県									

地 域	平均所得 ^{a)} (y)円			納税戸数(N)			全世帯数 ^{b)} (N')			産業化率(I)%		
	1923	1930	1937	1923	1930	1937	1920	1930	1940	1920	1930	1940
萩 町	473	477	463	6,391	6,657	6,592	6,550	6,934	7,076	62.9	61.6	62.2 ^{f)}
岩 国 町	552	554	551	1,927	2,179	2,759	2,479	2,748		83.0	80.9	87.3 ^{h)}
麻里布町	317	267	365	1,429	2,352	3,432	1,687	2,806		47.3	67.6	78.5 ^{h)}
通 津 村		229	126		594	606	629	603	604	28.9	24.0	24.0 ^{g)}
灘 村	285	227	218	859	905	1,202	898	983		26.2	22.8	48.8 ^{h)}
愛 宕 村	334	283	342	332	336	386	373	385		14.9	19.6	46.7 ^{h)}
師木野村	306	243	162	359	363	366	384	377	382	24.0	21.1	21.1 ^{g)}
嘉 川 村	411	382	446	1,124	1,160	1,140	1,227	1,209	1,166	25.3	26.0	31.8 ⁱ⁾
3町合計				9,747	11,188	12,773	10,716	12,488				
平均 ^{c)}	548	448	554							65.5	67.3	
平均 ^{d)}												
5村合計				2,674	3,358	3,700	3,511	3,557				
平均 ^{c)}	336 ^{e)}	288	386							25.0	23.6	
平均 ^{d)}												
山 口 県							230,027	246,831	273,480	43.1	45.1	53.7

(注) $I=100-I_A$, $I_A=(1 \text{ 次産業有業者数}/\text{全有業者数}) \times 100$. a) 控除後所得. b) 普通世帯. c) サンプルをプールして計算. d) G, V を加重平均して計算した近似値. e) 1927 年をベースとして通津村を除く 4 村の平均値とリンクして推計. f) I_A : 萩市の数字をそのまま使用. g) I_A : 1930 年の数字をそのまま使用. h) I_A : 1930 年をベースとして岩国市の計数とリンクして推計(岩国市の 1930 年, 1940 年の計数は 39.8%, 26.4%). i) I_A : 1930 年をベースとして吉敷郡の計数とリンクして推計(吉敷郡の 1930 年, 1940 年の計数は 69.3%, 63.9%).

(資料) G, V, Q, y, N : 図 2.

N' : 内閣統計局 1926, 2-5 頁; 1934, 126-8 頁; 総理府統計局 1961, 241-5 頁.

有業者数: 表 1 と同じ.

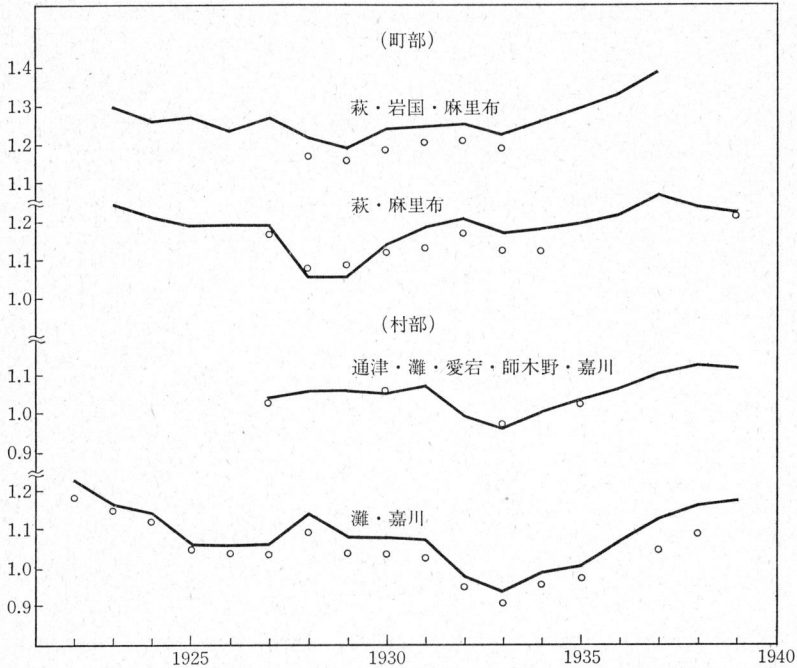
税標準の明示・統一が行われた。この点は戸数割データの表示形式の上にも現れている。1921 年までの資料は等級別に納税者の名前を表示するに過ぎなかったが、1922 年以降では(地域によって多少差異はあるものの)各納税義務者ごとに所得金額・所得課税額・資産評価個数・資産課税額等が記録されるようになった。府県税戸数割は 1926 年に廃止され、それにかえて市町村税戸数

割が新設されたが、後者は府県税戸数割規則をほぼそのままひきついだ。戸数割は 1939 年まで継続され、成立後半世紀以上の期間にわたって、地方税の中で主要な税種としての地位を保っていたという⁹⁾。

1922-39 年の戸数割賦課表には、5 つの計数が掲載されている。所得額(A)、控除後所得(B)、所得賦課税額(C)、資産賦課税額、賦課税総額(D)がそれである。控除後所得(B)とは、所得額(A)から勤労所得控除や扶養家族控除を差し引いた所得であり、これに対する税額が所得賦課税額(C)である。そしてこれに資産賦課税額を加えたのが賦課税総額(D)となる。所得分布の計測には A が最適であることはいうまでもないが、山口県について収集したデータのなかでは、この計数が掲げられているのは愛宕村だけであった。そのためわれわれは B を分析に用いることにした。しかし A と B との比率(控除率)はあまり変化しておらず、B を用いても大過はないものと思われる(補論参照)。さらに年次によっては B も掲載されず、C と D だけが掲載されている町村もある。しかし税率は所得の大きにかかわらず一定であったので、

C を用いて所得分布を計算することは可能である。これに反して D は、所得ばかりでなく資産にも依存するか

9) 戸数割と家屋税の合計が地方税に占める割合は、たとえば 1891 年で 36%、1925 年で 38% であった。戸数割と家屋税とが分割可能な 1925 年についてみると、2 税の合計に対する戸数割のウェイトは 86% であった(藤田 1976, 34-35 頁)。

図3 町部・村部の所得不平等度(変化係数 V)の推移: 山口県 1922-39年

(注) 各町村の計数を加重平均して推計したもの(表2参照)。ただし、印はすべての原データをプールして計算したもの。

ら、これから直接所得分布を計測することは出来ない。そこで同一年について B (または C) と D のそれぞれについて所得分布の指標を計算し、その比率 (B/D または C/D) を求め、 B (または C) の存在しない年次については、 D から計算された所得分布の指標にこの比率を乗じて補正した。

所得分布の分析に戸数割データを用いることの最大のメリットは、戸数割税がほとんどすべての世帯に課された点にある。萩町を例にとると、1930年の納税戸数は6,657であり、これは同年のセンサスにおける普通世帯数(6,934)の96%に当たる(表2)。これに対して国税(第3種所得税)はごく一部の高額所得者を対象としていた。1939年の納税者数は900で、これは1940年センサスの普通世帯数(7,076)の13%に過ぎない。したがってそこから所得分布を計測しても、ほとんど意味がない。補論で述べるように1939年の戸数割データによれば、戸数は1戸当たり所得100-199円のところで大きな山を描くが、この山は同年の国税データでは把握されていない。(この年の国税の免税点は1,000円であった。)したがって、もしも国税データによって所得分布を計測すると、不平等度を著しく過小評価することになる。ここに所得分布の計測に国税データを用いることの限界と、戸数割デー

タの大きな意義があるのである。

4. 所得分布の地域間格差と要因: 1922-39年

1922-39年の戸数割データから計算された変化係数(V)が図2に描かれている¹⁰⁾。表2には、変化係数と、ジニ係数(G)、および上位10%の納税者の所得の割合(Q)の1923, 30, 37年の計数が掲げられている。しかし3村(川下、宮野、吉敷)についてはデータの得られる期間が短いのでここでは省かれており、以下の分析でもとりあげられない。この表によると、 G, V, Q のいずれにおいても町が村より大きい。すなわち所得分布は町が村より不平等であるようである。

所得分布の町と村との格差は、3町と5村のそれぞれの平均値

を推計し比較することによっていっそう明瞭になる。図3は、 V について計算したものである。この計算には2つの方法が用いられた。第1は、3つの町と5つの村のデータをそれぞれプールして計算する直接的方法である¹¹⁾。この方法によって得られた計数は、印で記入されている。しかしこの方法はすべての年次について適用することはできない。なぜならある年次には控除後所得

10) 本稿における所得分布の指標の計算では、原データを10分位に区分したものが用いられている。

11) 第 i 地域(各町または各村)のジニ係数を G_i 、同地域の総所得が全地域の総所得に占める割合を $m_i (= Y_i / \sum_i Y_i)$ とすると、全地域のジニ係数の「近似値」は次式で表される(高山1981, 323頁)。

$$G = \sum_i m_i G_i$$

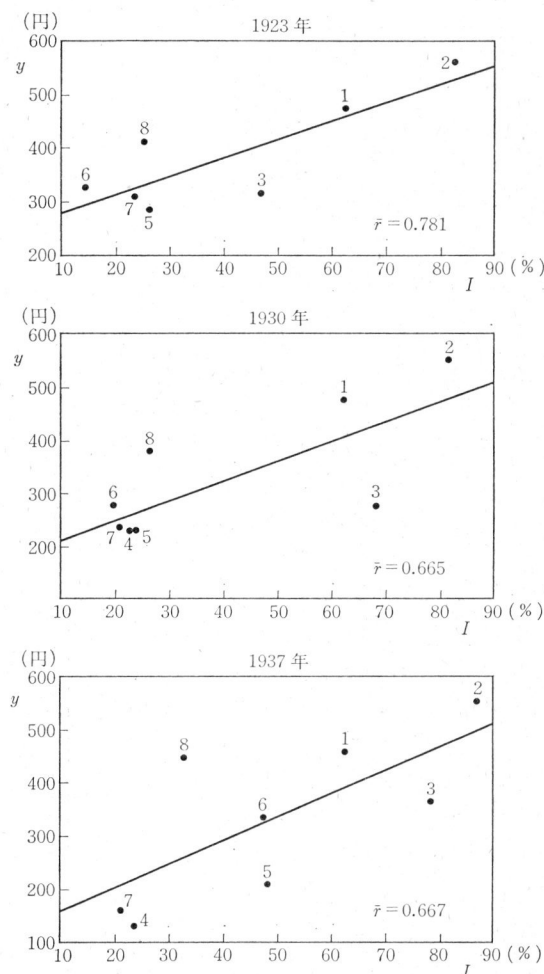
第 i 地域の変化係数を V_i 、同地域の平均所得と第1地域(任意に選択される)の平均所得との比率を $\lambda_i (= y_i/y_1)$ 、同地域の世帯数が全地域の世帯数に占める割合を $n_i (= N_i' / \sum_i N_i')$ とすると、全地域の変化係数は次式で表される(Ono and Watanabe 1976, p. 364)。

$$V = \frac{\sqrt{\sum_i (\lambda_i V_i)^2 n_i + \sum_i \lambda_i^2 n_i - \left(\sum_i \lambda_i n_i \right)^2}}{\sum_i \lambda_i n_i}$$

(B)が得られず、やむなく所得賦課税額(C)や賦課税総額(D)によって計算された G, V の計数を考慮して推計したからである。この場合には第2の方法がとられる。それは各町、各村について計算された V の推計値(図2)を加重平均する間接的方法である。この方法によると、全年次について平均値を計算することができる。図3において実線でつながれたのがこの推計値である。

2つの方法によって求められた3町、5村のそれぞれの平均値は、1923, 30, 37年について表2に掲げられている。

図4 1戸当たり所得(y)と産業化率(I)との関係:
山口県 1923-37年



(注) 1923年, 1937年の I はそれぞれ1920年, 1940年の計数を使用。記号(町村を表す)は次の通り。1. 萩町, 2. 岩国町, 3. 麻里布町, 4. 通津村, 5. 瀬村, 6. 愛宕村, 7. 師木野村, 8. 嘉川村。

(資料) 表2。

る。1930年の3町の G の平均値は、直接的方法によれば0.534, 間接的方法によれば0.525であり、さほど変わらない。また同年の V の3町の平均値はそれぞれ1.189, 1.236でこれもあまり変わらない。これは5村においても同様である。したがって第2の方法による推計値(近似値)を利用しても、分析にはさほど問題とはならないように思われる。

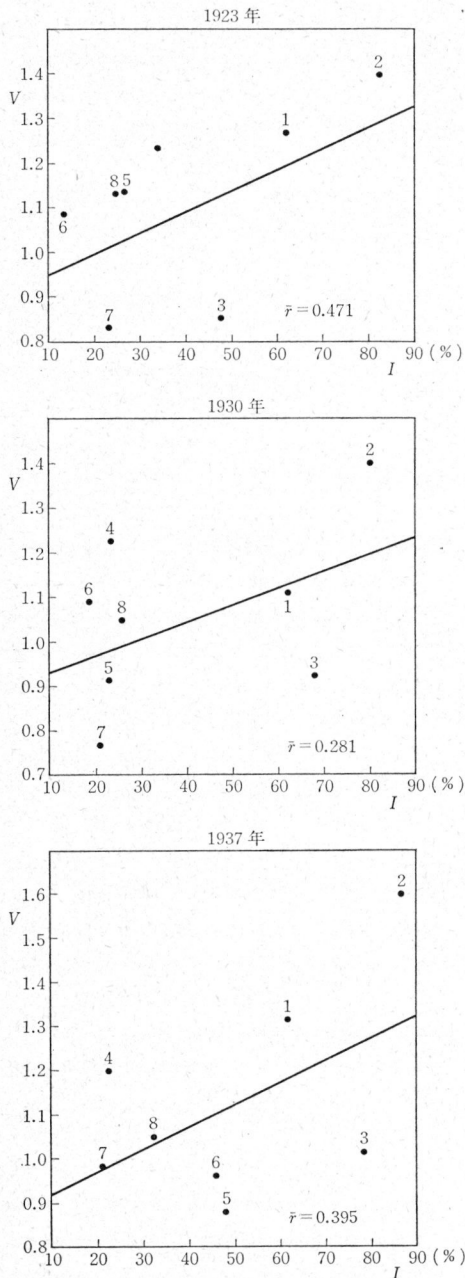
3町と5村の所得分析を比較してみよう(表2)。1930年を例にとると、直接的方法によって求められた G の3町の平均値は0.534で、これは5村の0.490を上回っている。同様に3町の V は1.189で5村の1.062を上回り、また3町の Q は43.18%で5村の39.31%を上回っている。1923, 1937の両年については間接的方法による平均値を用いれば、3町は5村より大きな G, V を示している。したがって、町は村より不平等な所得分布を持つことは疑いない。

では、こうした所得分布の地域間格差はどうして生じたのであろうか。この問題に対して1つの仮説をおく。それは、所得分布は産業化に伴って不平等化する、あるいは所得分布は産業化の進んだ地域ほど不平等である、というものである。産業化が進めば(あるいは産業化のより進んだ地域では)、所得の高い新しい職業が登場して拡大し、所得分布は不平等化する(より不平等である)からである。産業化によって1人当たり所得が高くなるから、この仮説のもとでは、所得分布は1人当たり所得の上昇によって(1人当たり所得の高い地域では)より不平等になる。

表2には各町村の産業化率(I)が掲げられている。これは全労働力に占める非1次産業の労働力の割合である。これは1920, 30, 40年のセンサスの計数によって計算されているが、1940年については町村別の労働力のデータが得られないので、表の注に示すような方法で推計してある。当然のことながら町の I は村よりはるかに大きく、町では産業化がもっと進んでいることを示している。例えば1930年では、3町の平均値は67.3%であるのに対し、5村の平均値は23.6%にすぎない。またこの表には、戸数割納税者1戸当たり所得(y)も掲げられている。1930年についてみると、3町の y は448円で、5村の288円を大きく上回っている。すなわち産業化の進んだ町では村より所得が高く、かつその分布が不平等なのである。

所得分布と産業化との関係は、次の分析でいっそう明瞭である。図4は3町5村の y と I との関係をプロットしたものである。ここで1923, 37年の y に対しては、1920, 40年の I がそれぞれ対応させてある。3つの年次

図5 所得不平等度(変化係数 V)と産業化率(I)との関係:
山口県 1923-37年



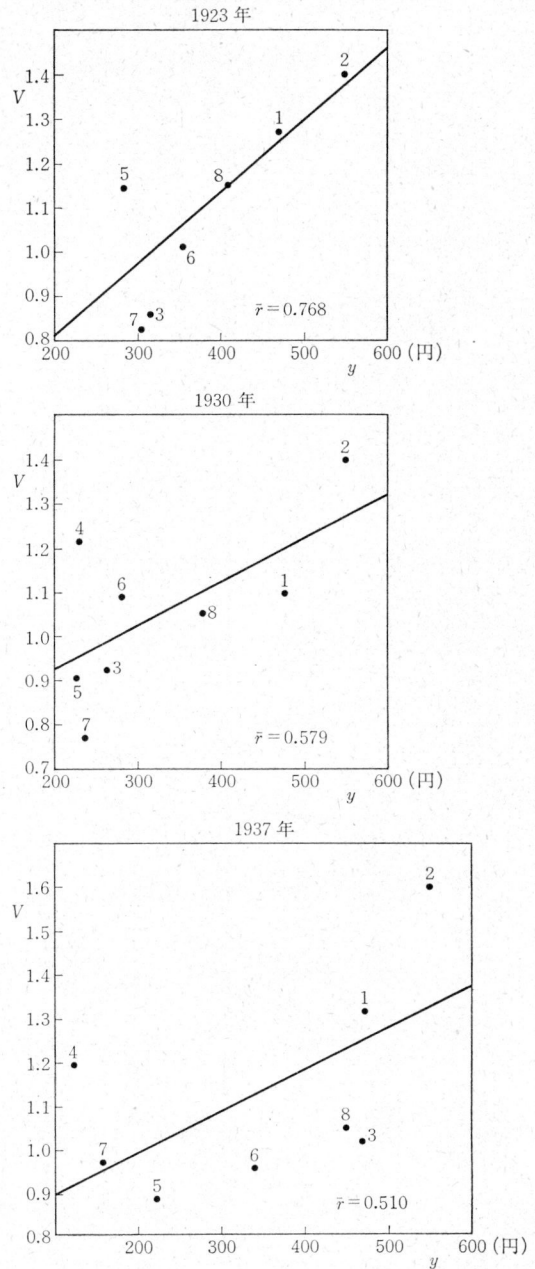
(注) 図4を見よ。

G と I , Q と I との間の $\bar{r}^2$ は次の通りである。

	1923	1930	1937
G	<0	0.216	<0
Q	0.563	0.284	0.488

(資料) 図4と同じ。

図6 所得分布不平等度(変化係数 V)と1戸当たり所得(y)との関係: 山口県 1923-37年



(注) G と y , Q と y との間の $\bar{r}^2$ は次の通りである。

	1923	1930	1937
G	0.495	0.610	0.346
Q	0.849	0.557	0.567

(資料) 図4と同じ。

表3 岩国市の産業別有業者数と構成比

	有 業 者 数				構 成 比 (%)			
	1 次産業	鉱 工 業	その他産業	計	1 次産業	鉱 工 業	その他産業	計
1920 年 岩 国 町	822	1,296	2,731	4,849	30.6	21.6	47.8	100.0
麻里布町	1,579	399	1,021	2,999				
川 下 村	1,252	265	383	1,900				
愛 宕 村	669	31	86	786				
灘 村	1,389	123	370	1,882				
計	5,711	2,114	4,591	12,416	46.0	17.0	37.0	100.0
1930 年 岩 国 町	939	1,532	2,420	4,891	26.1	35.1	38.8	100.0
麻里布町	1,869	2,252	1,760	5,881				
川 下 村	1,633	1,287	494	3,414				
愛 宕 村	643	80	77	800				
灘 村	1,646	164	441	2,251				
計	6,730	5,315	5,192	17,237	39.0	30.8	30.2	100.0
1940 年 岩 国 市	5,851	9,876	6,459	22,186	26.4	44.5	29.1	100.0

(資料) 表1と同じ。

のいずれにおいても、 y と I には正の相関があることがわかる。また図5は V と I との関係を示し、図6は V と y との関係を示す。 G, Q と I との関係、 G, Q と y との関係については相関係数をそれぞれの図の注に掲げた。相関係数はすべての場合について十分に高いとは言えないが、 I と y の高い地域ほど所得分布が不平等であるという仮説は、否定することはできないように思われる。

5. 所得分布の変化と要因：1922-39 年

地域別分析

3 町、8 村の V を描いた図2を見ると、それらは様々な時間的変化を示すが、概して町では上昇気味であるのに対して村では一定か低下気味であることがわかる。1920 年代の中頃から上昇気味である師木野村と宮野村は、むしろ例外と言うべきであろう。すなわち 1922 年から 39 年への全期間を通じてみると、町では概して所得分布が不平等化した、村ではむしろ平等化したということになる。

町と村における所得分布の変化のパターンの相違は、図3と表2においていっそう明瞭である。図3において3 町または2 町の V は、20 年代に低下し 1929 年以降大きく上昇していることがわかる。次に5 村または2 村のそれは、1933 年まで低下して後に上昇するが、全体としては低下したことが知られる。表2によれば、3 町の G (間接的方法による) は 1923-30 年に 0.536 から 0.525 に低下したが、その後上昇して 1937 年には 0.563 となり、1923 年より高い値になっている。これに対して5 村の G は 1923-30 年に 0.523 から 0.477 へと大きく低下し、その後はほぼ一定であった。したがって 1923-37 年では

低下したことになる。以上の観察の結果は V と Q についても当てはまる。

このように全期間を通じてみると、町では所得分布は不平等化、村では平等化したと言えるが、この相違は産業化のパターンの相違と関連している。1920-30 年の3 町の I は上昇し、5 村の I は低下している。この時期は概して不況の時期であったにもかかわらず、3 町の産業化は進んでいることに注目したい。1930-40 年には3 町の I はいっそう上昇しており(表2)、これが3 町の所得分布を不平等化したのである。

麻里布町の変化

30 年代における町の所得分布の変化については、岩国と麻里布の不平等化が注目を引く。岩国町の G は 1930-37 年に 0.594 から 0.654 に上昇し、麻里布町のそれは 1930-39 年に 0.432 から 0.488 へ急上昇している。これらの地域の経済はこの時期にどのように変化したのであろうか。岩国・麻里布の2 町と川下・愛宕・灘の3 村は 1940 年に合併して岩国市となる。表3は1940年の岩国市と、1920, 1930 年の上記2 町・3 村の産業別有業者数を掲げたものである。これによると 1930-40 年には1 次産業の有業者数は減少し、鉱工業とその他産業の有業者数が増加したことがわかる。わけでも鉱工業の増加は著しかった。構成比をみると、1 次産業は低下し、鉱工業は 30.8% から 44.5% へ上昇し、その他産業は一定であった。すなわち 30 年代の岩国市では急激な「工業化」が発生したのである。このことは岩国市の歴史的事実と一致している¹²⁾。岩国町・麻里布町では従来、製糸・織

12) 岩国市史編纂委員会 1971, 「岩国の経済」(247-376 頁)。

表4 麻里布町における所得階層間世帯移動1930-39年

1939年 1930年	0-100	101-200	201-300	301-400	401-500	501-600	601-700	701-800	801-900	901-1000	1001以上
0-100	70	53	38	25	6	4	2	0	0	0	1
101-200	34	102	110	70	33	23	8	9	5	4	17
201-300	12	31	55	67	36	15	14	6	1	1	9
301-400	5	10	12	19	7	6	7	1	3	2	16
401-500	0	3	5	11	8	4	11	4	1	3	10
501-600	0	1	4	4	4	5	6	8	4	1	13
601-700	0	0	1	1	1	1	2	0	0	0	6
701-800	0	1	0	1	1	5	2	0	0	1	11
801-900	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	3
901-1000	0	0	0	0	0	0	0	2	1	4	4
1001以上	0	0	0	0	1	0	2	1	0	1	18
小計	121 (10.7)	201 (17.8)	225 (19.9)	198 (17.5)	97 (8.6)	63 (5.6)	55 (4.9)	31 (2.7)	15 (1.3)	18 (1.6)	108 (9.5)
流入	278 (10.7)	586 (22.5)	870 (33.4)	299 (11.5)	151 (5.8)	130 (5.0)	65 (2.5)	43 (1.7)	25 (1.0)	15 (0.6)	141 (5.4)
合計	399 (10.7)	787 (21.1)	1095 (29.3)	497 (13.3)	248 (6.6)	193 (5.2)	120 (3.2)	74 (2.0)	40 (1.1)	33 (0.9)	249 (6.7)

(資料) 図2と同じ。

布・製紙・竹材などの在来型の工業が存在していたが、鉱工業有業者数の割合は1920, 1930年において22%, 35%にすぎなかった。しかし20年代末より近代工場の建設が活発となり、岩国の経済は急速に変貌することとなった。すなわち1927年にはわが国最大の人絹工場である帝国人造絹糸株式会社岩国工場が操業を開始し、その後東洋紡績株式会社、山陽パルプ工業株式会社などが工場を建設した。錦川の豊富で良質な水がこれらの工場の重要な立地条件となっていた。このような近代工業の発達によって岩国市の鉱工業就業者数は30年代に激増し(工業化)、それが契機となってサービス産業も拡大し、岩国市の「産業化」が急速に進んだのである。

ところで、ある地域の所得分布が不平等化したとき、その変化は、2時点間で共通して発見される残留世帯の分布が不平等化したことによるのか、流出した世帯が平均的所得を受ける階層に集中し、残留した世帯から中間層が欠落したことによるのか、あるいは流入世帯が低所得層ないし高所得層に集中したためなのか、いろいろな可能性が考えられる。1930~39年の麻里布町の場合にはどうであろうか。

表4は、1930年と1939年との間における麻里布町の所得階層間世帯移動を、遷移行列の形で整理したものである。この表によれば、1930年に存在した戸数は2,358

で、そのうちの約半分に当たる1,226戸が流出していたことが分かる。したがって、2つの時点で共通して存在した残留世帯(つまり1930年と1939年に同じ氏名が発見された世帯)は1,132戸であった。しかし1930~39年の間に2,603戸が麻里布町に流入したので、1939年の戸数は3,735戸へと増加した。

図7には、1,132戸の残留世帯の1930年における所得階層別分布と、1,226戸の流出世帯(死亡などによる消滅を含む)の1930年における分布とが図示されている。一見して分かるように、これら2つの分布はきわめて類似しており、世帯の流出が1930年の所得階層別世帯構成比とほぼ同じ確率で発生していたことが読みとれる。ただし詳細に観察すると、流出世帯の分布は低所得層で若干高め、中間の所得階層でやや低めであったと言える(残留世帯のジニ係数は0.417、流出世帯のそれは0.445であった)。

残留世帯について、1930年の分布と1939年の分布とを比較しよう。1939年の分布は最高の所得階層(1,001円以上)で1930年の構成比を大きく上まわっていた。そのため、1930年から1939年にかけて残留世帯の所得分布は、ジニ係数で測って0.417から0.529に大きく不平等化した。

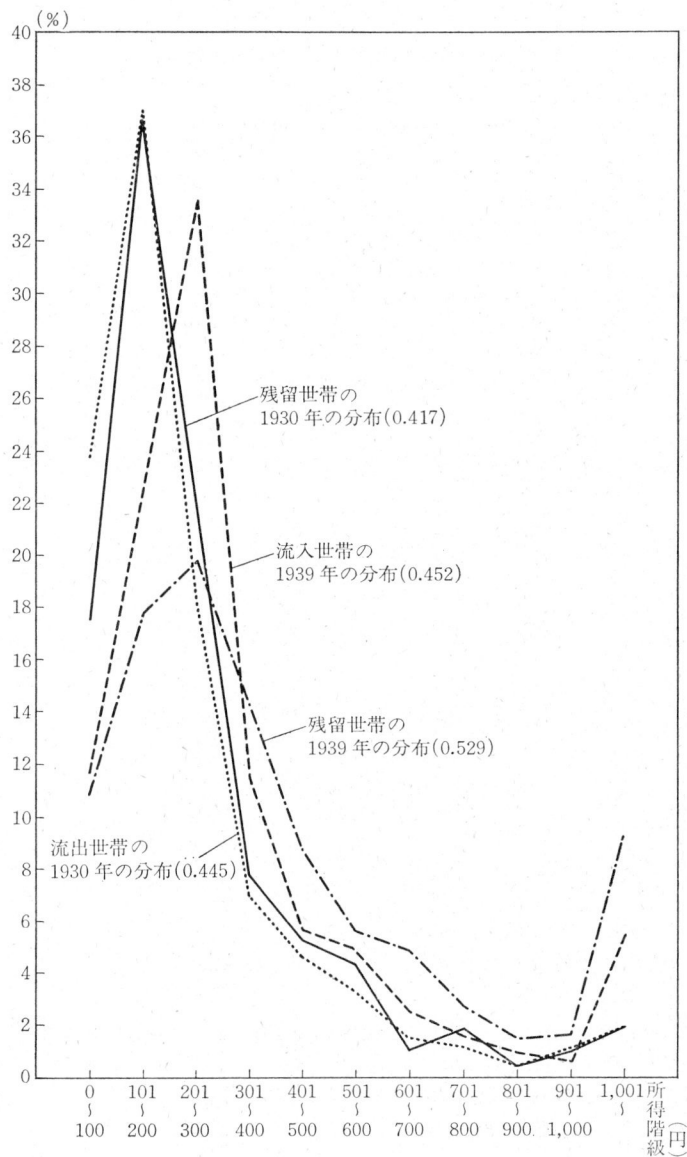
残留世帯の1939年における分布と流入世帯(分家によ

小	計	流	出	合	計
199	(17.6)	292	(23.8)	491	(20.8)
415	(36.7)	452	(36.9)	867	(36.8)
247	(21.8)	224	(18.3)	471	(20.0)
88	(7.8)	86	(7.0)	174	(7.4)
60	(5.3)	57	(4.6)	117	(5.0)
50	(4.4)	41	(3.3)	91	(3.9)
12	(1.1)	18	(1.5)	30	(1.3)
22	(1.9)	15	(1.2)	37	(1.6)
5	(0.4)	5	(0.4)	10	(0.4)
11	(1.0)	13	(1.1)	24	(1.0)
23	(2.0)	23	(1.9)	46	(2.0)
1132	(100.0)	1226	(100.0)	2358	(100.0)
2603	(100.0)				
3735	(100.0)				

る世帯増加を含む)のそれとを比較する。明らかに流入世帯は低所得層に集中していた。かれらがどの地域から麻里布町にきたかは不明である。しかし、1930年における麻里布町の一戸当たり平均所得は267円で、岩国町の554円より低い、隣接する諸村、すなわち師木野村(243円)、灘村(227円)、通津村(229円)よりも若干高かった。このような所得格差から判断して、これらの村々から麻里布町への移動があったであろうことは、想像に難くない。また、分家によって増加した世帯の世帯主は多く若年者であるから、かれらの所得は低いと考えられる。

1930年から39年にかけての所得分布の不平等化は、ジニ係数の比較から明かなように2つの要因に依存していた。第1は残留世帯の不平等化であり(0.417から0.529への変化)、第2は流入世帯が流出世帯よりも不平等であったことである(流入世帯では0.452、流出世帯では0.445)。不平等化の程度は残留世帯のほうが顕著であったから、麻里布町全体の不平等化が残留世帯の所得分布の変化に依存していたことは明白である。しかし僅かではあるが、流入世帯の所

図7 流入世帯、流出世帯、および残留世帯の所得階級別分布：
麻里布町1930-34年



(注) ()内はジニ係数。
(資料) 表4。

得分布が流出世帯のそれより不平等であったことも指摘しておきたい。

山口県の所得分布

最後に3町、5村の所得分布をベースに、山口県全体のそれを計測してみよう。これについては大別して2種類の推計を試みた。

第1は、3町の平均値と5村の平均値を用いて、山口

表5 世帯数と所得の地域別構成比：山口県

地 域	世 帯 数 (N')			同 構 成 比 ($n, \%$)			所得 (Y) の構成比 ($m, \%$)		
	1920	1930	1940	1920	1930	1940	1923	1930	1937
(1) 各年次における境域									
全市町	62,144	114,071	159,429	27.02	46.21	58.30	37.65	57.20	66.74
全 村	167,883	132,760	114,051	72.98	53.79	41.70	62.35	42.80	33.26
計	230,027	246,831	273,480	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
(2) 1930年と同じ境域									
全市町	68,717	114,071	156,308	29.87	46.21	57.16 ^{a)}	40.99	57.20	65.88
全 村	161,310	132,760	117,172	70.13	53.79	42.84 ^{a)}	59.01	42.80	34.12
計	230,027	246,831	273,480	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
(3) 工業化率による分類									
50%以上の市町村	76,733	105,588		33.36	42.78	51.93 ^{b)}	44.95	53.77	60.79
50%未満の町村	153,294	141,243		66.64	57.22	48.07 ^{b)}	55.05	46.23	39.21
計	230,027	246,831		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

(注) a) 1940年に岩国町と合併して市となった3村(川下, 愛宕, 灘)の1940年の世帯数は, 1930-35年の傾向を延長して推計した。1935年の計数は内閣統計局1938, 34頁,

b) 1920-30年の傾向を延長して推計した。

(資料) $Y = N' \times y$ として計算。

N', y : 表2。

表6 山口県の所得不平等度の推計

推 計 方 法	ジ ニ 係 数 (G)			変 化 係 数 (V)			上位10%の所得割合 (Q) %		
	1923	1930	1937	1923	1930	1937	1923	1930	1937
(1) 3町, 5村の原データをプールして計算		0.532			1.183			43.02	
(2) 3町, 5村の推計値を加重平均して計算	0.528 ^{a)} 0.528 ^{b)} 0.529 ^{c)}	0.504 ^{a)} 0.504 ^{b)} 0.503 ^{c)}	0.534 ^{a)} 0.533 ^{b)} 0.529 ^{c)}	1.270 ^{a)} 1.278 ^{b)} 1.287 ^{c)}	1.228 ^{a)} 1.228 ^{b)} 1.223 ^{c)}	1.355 ^{a)} 1.353 ^{b)} 1.343 ^{c)}			
(3) 3町, 5村の G, V の回帰式を利用して計算 ^{d)}	0.508	0.493	0.516	1.114	1.078	1.144	40.73	39.75	41.70

(注) a) ウェイトは所得(Y)の構成比(1)。

b) ウェイトは所得(Y)の構成比(2)。

c) ウェイトは所得(Y)の構成比(3)。

d) 図5の回帰式に表2の山口県の I を代入して計算。

(資料) G, V, Q : 表2。

Y の構成比: 表5。

県全体に拡張しようというものである。これはさらに2種類に分かれる。

(a) 3町の y と所得分布 (G と V) は山口県の全市, 全町についても当てはまり, 5村の y と所得分布は山口県の全村にも当てはまると仮定する。 G の計算には全市町, 全村のそれぞれの所得総額 (Y) が必要である¹³⁾。 Y は y に世帯数 (N') を乗じて求められる。 N' はセンサスの普通世帯数である¹⁴⁾。表5の(1)は1920, 30, 40年のそ

れぞれの境域で定義された全市町と全村の世帯数とその割合であり, (2)はそれを1930年の境域に調整した数字である。 V の計算には y と N' が用いられる¹⁵⁾。

(b) 3町の y と所得分布 (G と V) は山口県の都市地域(具体的には I が50%以上の全市町村)に当てはまり, 5村の y と所得分布は農村地域 (I が50%未満の全市町村)に当てはまると仮定する。この場合の N' と Y が表5の(3)である。

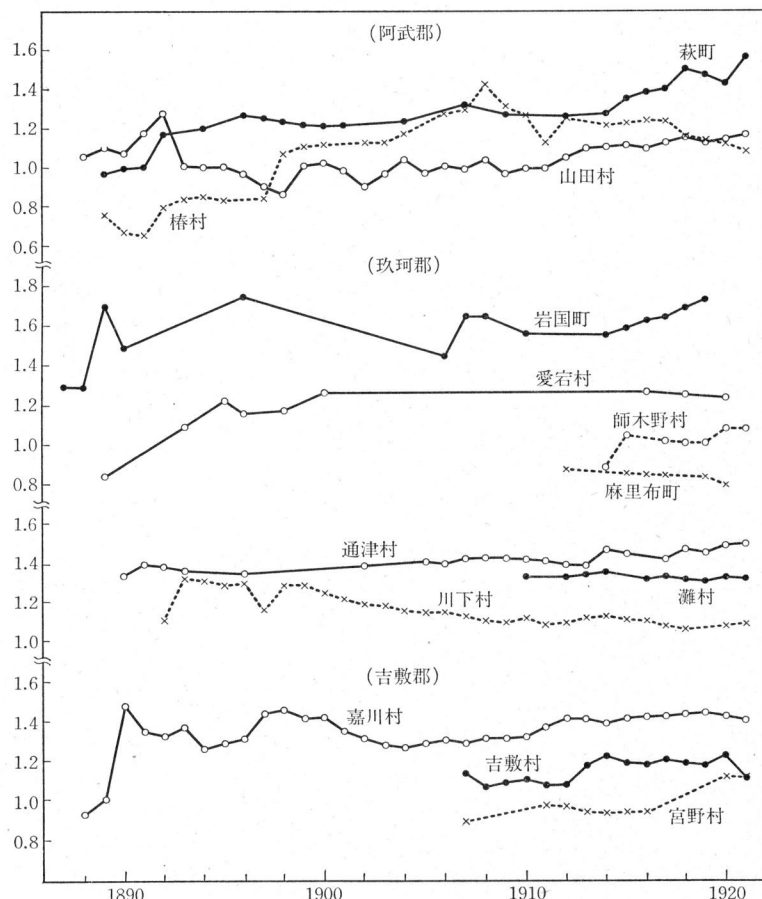
以上合計3種類((a)が2つ, (b)が1つ)の推計値が, 表6の(2)である。これらはどの年次についてもあまり違ってない¹⁶⁾。

ない者が除かれたことなど, によるものである。

15) 注11を見よ。

13) 注11を見よ。

14) 普通世帯数 (N') は納税戸数 (N) より大きい。1930年についてみると, 3町合計では12%, 5村合計では6%の差がある(表2)。これは戸数割の課税を免れた者があったこと, 納税者でも所得ゼロの者は分布の計算では除外されたこと, 賦課表で数年が判読でき

図8 所得不平等度(変化係数 V)の町村別推移: 山口県 1887-1921 年(注) 戸数割資料の賦課総額(D)による。

(資料) 議会議事録。

第2は、3つの町、5つの村の G, V, Q と I との関係をもとに、山口県の G, V, Q を推計する方法である。すなわち図5の回帰線に山口県全体の I (表2)を代入して山口県の G, V, Q を求める。この方法ではいかなるウェイトも必要でない。この方法による山口県の G, V, Q の推計値は、表6の(3)として掲げられている。このうち G, V は加重平均による推計(表6の(2))に比べて低い値となっている。

以上総計4つの推計の優劣はつけ難い。しかしいずれにしても、戦前の山口県の G は0.50から0.53程度、 V は

1.1から1.4程度であったこと、 G も V も1923-30年には低下し1930-37年には上昇したこと、全期間を通じてみればやや上昇したことがわかる。そしてこの変化は山口県の産業化のパターンと一致している。すなわち不況期の1920年代には工業化は遅いテンポで進行したが、好況期の30年代には急速に進行し、したがって全体としては、工業化は全国を上回るスピードで進行したのである。

6. 所得分布の変化: 1891-1921 年

1921年以前については、データの制約からごく簡単な分析で満足せざるをえない。図8には萩町、岩国町、麻里布町、それに10村の G と V が描かれている。しかしこのうち岩国町や麻里布町などのいくつかの町村では、計数の得られる期間は短い。表7にはこれらの町村を除いた1町5村について、 G と V の約10年間隔の平均値と納税戸数(N)の平均値とが掲げられている。これによると川下村を例外として、1890年代から1910年代にかけて G と V が上昇して

いることに気づく。これが事実であれば、1890年代から始まった産業化の結果とみるべきかもしれない。しかしこの時期では、戸数割等級表の等級区分が年によって違ったり課税基準が明らかでないなど、原資料には問題が多く、確定的なことを言うことはさしひかえるべきかもしれない。

7. 結論の含意: 日本の所得分布の長期変動

戦前期の山口県の分析から得られた主な結論は次の通りである。

(1) 所得分布は産業化と所得水準と密接な関係を持っている。すなわち所得分布は産業化と所得水準の上昇によって不平等化し、産業化のすすんだ所得の高い地域ではより不平等である。これは、産業化の結果所得の高い新しい職業が発生し増大するためである。しかしこの

16) 表6の(1)には3町と5村のデータをすべてプールして計算された G, V, Q が掲げられている。これは(2)の推計値とことなる。この理由は、(2)を計算する際の町と村のウェイトが実際のそれとことなるためである。

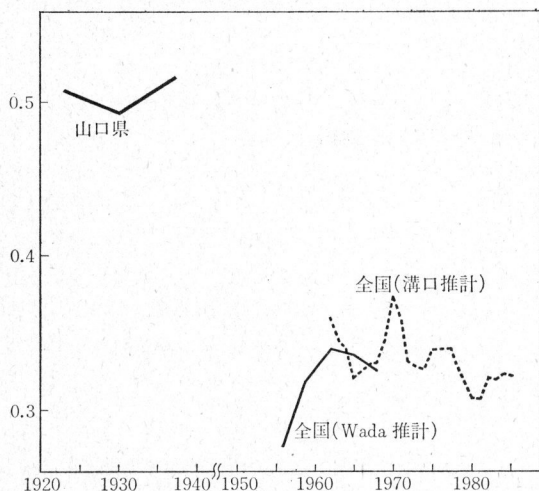
表 7 1920 年以前の所得不平等度：山口県

地 域		1891-1900	1901-1910	1911-1921
萩 町	G	0.586	0.588	0.612
	V	1.202	1.265	1.407
	N	3,983	3,594	3,271
山 田 村	G	0.533	0.475	0.569
	V	1.023	0.985	1.103
	N	735	736	751
椿 村	G	0.445	0.586	0.577
	V	0.901	1.247	1.194
	N	654	588	540
嘉 川 村	G	0.593	0.578	0.612
	V	1.366	1.305	1.411
	N	1,224	1,206	1,189
川 下 村	G	0.567	0.530	0.513
	V	1.258	1.149	1.097
	N	1,064	1,024	988
愛 宕 村	G	0.521		0.550
	V	1.226		1.253
	N	364		369

(注) G=ジニ係数, V=変化係数, N=納税戸数.
各期間における単純平均値. ただし所によってはデータの欠ける年次もある.

(資料) 図 8.

図 9 わが国のジニ係数(G)の長期変動



(注) 戦後の推計は普通世帯に関するもの(単身世帯を除く).

(資料) 戦前の山口県は表 6 の(3).
戦後の Wada 推計は Wada 1975, Table 4.0-10, 溝口推計は Mizoguchi 1985, Table 8.

関係は産業化の初期にあてはまるものであることに注意したい。なぜならば、産業化の進行によって労働市場がいわゆる転換点をこえ、労働力が過剰から不足に転換すれば、賃金の低い不熟練労働力の所得が急激に上昇し、

所得分布は平等化するからである。

(2) 戦前の山口県のジニ係数と変化係数はそれぞれ 0.5 と 1.2 を下回らなかった。日本全体についての推計は今後の課題であるが、その不平等度は山口県とあまり変わらないのではないと思われる。なぜならば、両者の産業化率にはあまり大きな差異がないからである。これに対して戦後日本の G は(後述するように)0.30-0.36 であるから、所得分布は戦前において戦後よりはるかに不平等であったことは疑いない。

(3) 所得不平等度は 1920 年代に低下し 1930 年代に上昇した。そして全体としては、産業化を反映して上昇傾向を持った。上述のようにこの傾向は、日本全国の推計値においても見られると考えられる。

最後にこれらの事実にもとづいて、日本の所得分布の戦前・戦後を通ずる長期的変化を明らかにしたい。図 9 には戦前山口県の G, 戦後日本全国の 2 つの推計による G とが描かれている。戦後の推計はことなるデータによって、ことなる人によって行われたものである。この図について最も印象的なのは、戦前と戦後の間の大きなギャップであろう。日本の所得分布はこの時期に急速に平等化したのである。この変化がいつなぜ起こったかを明らかにするデータは、残念ながら得られないが、それは終戦直後における大きな制度的・経済的变化によるものであることは、おそらく間違いないであろう¹⁷⁾。すなわち 1946-47 年の農地改革は貧しい農民の所得を高め、同じ時期の財閥解体と激しいインフレによる金融資産の減価は都市の高所得者の所得を低め、さらに労働組合の急速な普及は労働者階級的生活水準を改善したのである。1956 年から数年間は、ワダ推計によると、ジニ係数は著しく上昇した。この上昇は戦前における上昇傾向の延長として理解したい。そして戦前・戦後初期における

17) この事実は多くの人々によって指摘されている。例えば溝口 1986, 155 頁; Ono and Watanabe 1976, p.3.

なお戸数割税において個々人の所得を評価する際見立割の方式が強く、その数字は所得というより資産状態を強く反映する可能性がある。図 9 の戦前の所得分布が戦後に比して著しく不平等なのは、ある程度この理由によるものかもしれない。(戦後の研究によると、分布は所得よりも資産についてより不平等である。) (この点は高山憲之・斎藤修氏のご指摘による。)ただし図 10 によれば、1,000 円以上の国税に関する分布と、同じ所得範囲の戸数割の分布とはかなり類似している。この事実は、戦前の所得データが資産状態を反映するという見方が、必ずしも正しくないことを示すものかもしれない。しかし 1,000 円未満の低所得層についても同じことが言えるかどうか、問題は残る。いずれにしても、この点は今後の検討に待ちたい。

所得分布の不平等化は、終戦直後の未曾有の制度的・経済的变化によって中断されたと考えるのである。この仮説の含意は、この変化がなければ、所得分布は1950年代の終わりまで不平等化を続けた、ということである。

ワダ推計によるとジニ係数は、1962年に上昇から低下へ転換した。このタイミングは労働市場の基調変化と一致している。すなわち著者の1人(南)の研究によると、日本経済は1960年ごろ転換点を通過したのである¹⁸⁾。転換点を越えることによって、不熟練労働力に対する需要が増大してその賃金が大幅に上昇し、所得分布の平等化に貢献した¹⁹⁾。

要するに日本の所得分布は、はじめ産業化によって不平等化し、産業化が成熟すると平等化に転じた。この事実はクズネッツ仮説の日本における妥当性を示すものである。しかし、終戦直後の制度的・経済的变化が所得分布に与えたインパクトは特筆に値する。それはクズネッツ仮説によって表された歴史的变化よりも、はるかに重要であったとも言える。なぜなら終戦直後の所得分布の平等化は、1960年ごろに始まった平等化より明らかに大きかったからである。

(一橋大学経済研究所・一橋大学経済学部)

補論 戸数割資料の沿革と特徴

1. 沿革

戸数割は1戸を構えるもの、あるいは1戸を構えていなくても独立の生計を営むものに賦課された²⁰⁾。この地方税がカバーする納税義務者の範囲は著しく下層にまでわたっており、これが国税と戸数割との間にみられる最も著しい相違点の1つである。昭和初期の場合についていうと、国税たる第3種所得税(個人所得税)では、若干の項目(勤労所得、扶養家族、保険料など)に関して控除を行った後の年間所得が1,200円未満のものは、租税の賦課を免除されていた²¹⁾。しかし戸数割では上に述べたような高水準の免税点は設けられていないから、各市町

村において貧困のため戸数割を負担する能力がないと判定された若干のものを除けば²²⁾、ほとんどすべてのものが納税義務者とみなされた。

戸数割は納税義務者の資力に対して賦課されたが、資力の算定は所得額と資産の状況とに基づいていた。一般的基準では、各市町村における戸数割総額中所得による部分が80%以上、資産の状況による部分が20%以下になるように課税することが、定められていた²³⁾。所得に対する課税部分が大きいので、戸数割を一種の所得税とみることもできる。しかし上記の一般的基準に服さない市町村も存在したようである。1922年より施行された戸数割規則によれば²⁴⁾、特別の事情がある場合、資産の状況を考慮して徴収される税額部分が、戸数割総額のうち40%以内となることも認められていた。あとでも触れるように、所得に対する賦課額から計算した不平等指標と、資産への課税分まで含めた総賦課額に関する不平等指標との間で、乖離のみられる市町村や、ほとんど乖離のない市町村が存在する。上にのべた事柄は、地域によってなぜこのような違いが生ずるのかを明らかにする1つの説明要因ともなりうるだろう。

戸数割が賦課される所得は、地方税に関する法律施行規則によって定められていた。所得の範囲は、公社債や預貯金の利子、山林所得(収入総額より必要経費を控除したもの)、賞与、法人より受ける配当、給与・年金・恩給・退隠料、およびその他の所得を含む。最後の所得項目は個人の営業所得と考えてよく、総収入金額から原材料や賃金支払等の経費を除いたものと定義されている²⁵⁾。これを国税の場合と比較すると、次のような差異がある²⁶⁾。第1に、国税では公社債の利子を第2種所得として、個人所得から分離したのに対して、戸数割ではこれを含めて課税する方法をとっていた。つまり戸数割のほうが国税よりも総合課税主義に徹している。第2に、国税では戸主および同居家族の所得のみが合算されるのに対して、戸数割では納税義務者と生計を共にするすべての同居者の所得が合算された。したがって、戸数割の

18) 南 1970, 181-86 頁; 1981, 246-52 頁。

19) 労働分配率は所得分布と著しく似た変化を示している(南 1981, 266-70 頁; 南・小野 1978)。これは、労働市場の変化→労働分配率の変化→所得分布の変化という因果関係が存在すること、または分配率と所得分布は、労働市場の変化という共通の要因によって変化することを示しているように思われる。

20) 府県税戸数割規則によれば、構戸者である戸主と同居する「独立の生計を営むもの」に関しては、構戸者のほうにまとめて課税されることになっている。すなわち戸単位による課税である。

21) 沙見 1933, 98 頁。

22) 負担能力の有無に関する判定は市町村によって多少異なっている可能性がある。熊本市の場合には学生や、寄宿舎とか工場内に宿する職工人夫なども、戸数割の賦課を免れていた(沙見 1933, 202 頁)。

23) 沙見 1933, 194 頁以下。

24) 田中 1922, 243 頁。ただしこれは戸数割が府県税として徴収されていた時代のことである。

25) 総収入金額から経費を除いて所得を算出するという手順から判断して、農家所得は自家消費分を含むと考えてよいだろう。

26) 沙見 1933, 196 頁。

賦課額表に現れる納税義務者の所得には、かれの家族でない同居人の所得も含まれることになる。

所得調査が具体的にどのように行われたかを示す資料は非常に乏しい。所得の把握は勤労所得よりも財産所得のほうが困難であったと思われるが、とくに業主所得の把握は難しかったに違いない。伊藤武夫は、新潟県米倉村について、府県税戸数割規則の下での所得の申告、調査、決定のプロセスが役場担当吏の念入りな作業によって進められたと述べている²⁷⁾。しかし、昭和期の市税務職員からのヒヤリングによれば²⁸⁾、静岡市の場合、数戸の標本農家より聞き取りで田畑別に反当り農業所得を調べ、これを基準に各戸の農業所得を算出したという。また商工業についても、同業仲間の幹部からの聞き取りに基づいて営業者各戸の所得を出していたようである。恐らく、どの市町村においても、業主所得の決定については見立割的な方法が採られた場合が多かったのではないだろうか。

国税の場合と同様に、戸数割でも勤労所得控除と扶養家族控除とが認められていた。そして現在われわれにとって利用可能な戸数割データは、控除後の所得を与える場合が多い。扶養家族控除や勤労所得控除に関する規定は、第3種所得税の場合と戸数割の場合とで異なっている。とくに所得に対する控除は戸数割のほうが階級区分が多く、かつ控除の比率が大である²⁹⁾。すなわち国税の場合には、第3種の所得総額が6,000円以下のとき、そのなかに含まれる勤労所得について20%の控除を定めているにすぎないが、戸数割では6,000円以下20%、3,000円以下30%、1,500円以下40%、800円以下50%の金額が控除されるとしている。したがって第3種所得の免税点以上の階層について、控除後所得による分布を国税データと戸数割データとで比較した場合、両者間にギャップが発見されるはずである。

最も情報量の多い戸数割賦課税表は各納税義務者について控除前所得(A)、控除後所得(B)、所得への賦課額(C)、および資産への税金を含めた総賦課額(D)を与えてくれる。控除前所得を記載したケースは概して少なく、ときには総賦課額の記載しかない場合も存在する。戸数割データが賦課額(CあるいはD)のみを掲げている場合でも、それから所得に関する分布を推定するという作業の余地を残しておくために、われわれは賦課額の資料を収集し、それに関する分布も作成してみた。第3種所得

では0.8%から36%にまでわたる累進税率が適用されたが³⁰⁾、戸数割での税率は所得水準に依存せず、完全に比例的である(もちろんこの税率は市町村や年次によって異なる)。それゆえ控除後所得(B)による場合と所得への賦課額(C)による場合とで、いくつかの不平等指標は理論的にみれば一致すると考えてよい。

すでに述べたように、戸数割は国税よりも低所得層に対するカバレッジが広く、したがってこの点に関するかぎりより良好な所得分布データを与えてくれる。しかし戸数割の第1の問題は、それが日本全国の市町村で一律に実施された地方税ではない、ということである。昭和初期についてみると³¹⁾、わが国には109の都市が存在したが、そのうち36市は戸数割を採用しておらず、不採用の都市のなかには東京、名古屋、大阪、京都のような大都市も含まれている。町村レベルでは、188町村で戸数割が実施されていなかった。これは戸数割に基づく所得分布の研究に制約を課するものである。戸数割データに関するもう1つの問題は、それを記載した市町村議事録の散逸・焼失であり、資料の利用可能性はより一層限られてくる。原資料が個人名別に所得や税額を掲げているために、プライバシー侵害の危惧から公表が不許可になることも、本研究への障害の1つに数えてよい。第3に、戸数割データが不在地主をどこまで把握しているかの問題がある。これは第1の問題とも関連する。1921年に公布された府県税戸数割規則の第13条によれば³²⁾、市町村長は、当該市町村内で生じた不在者の所得を、かれらが居住する地域の市町村長に通報しなければならない。ただし居住地市町村において戸数割が賦課されていないときは、この限りにあらずとしている。この但し書き部分は、不在地主が居住する市町村で戸数割が実施されていないなら、かれは戸数割の賦課を免れることを意味することになろう。かくして戸数割データは、不在地主の所得を十分に把握していない可能性がある。

2. 特 徴

国税データとの比較

第3種所得税納税戸数の全国戸数に占める割合は非常に低い。1906年から1930年の期間についての計算結果によれば³³⁾、最高は1923年の12.7%、最低は1930年の5.3%であり、期間全体の平均値は8.4%にすぎない。高額所得層のみを含む1割にも満たない人々の所得分布

27) 伊藤 1974, 25 頁。

28) 南・小野・高松 1981 b, 12 頁。

29) 汐見 1933, 99 頁と 196 頁とを比較せよ。

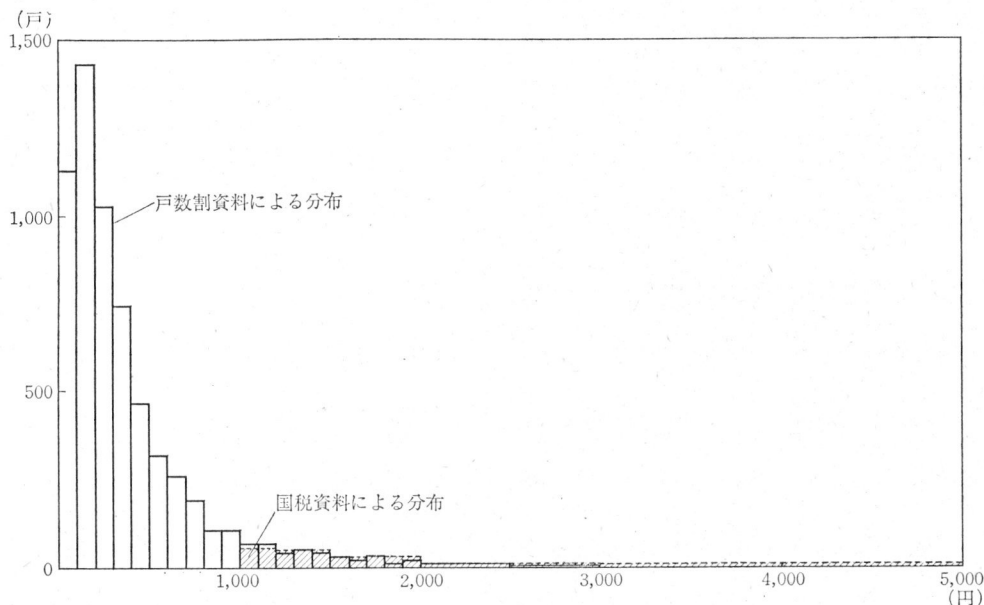
30) 汐見 1934, 305 頁。

31) 汐見 1933, 198 頁。

32) 田中 1922, 242 頁。

33) 汐見 1933, 190-191 頁。

図10 所得階層別納税戸数——国税と戸数割税との比較：萩市 1939 年



(注) 戸数割資料は控除後所得(B)。

(資料) 戸数割：萩市議会議事録。

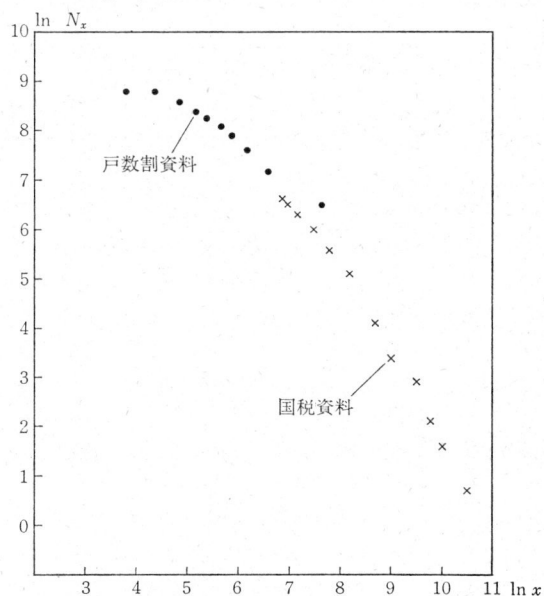
国 税：広島税務監督局 1940, 35-52 頁。

から、日本全体の分布の状態を推定しようとするなら、それはまさに無謀な試みというほかない。われわれが戸数割データに着目するのは、このような理由からである。

では、国税データによる分布と戸数割データによる分布との間には、実際のどの程度の違いが存在するのだろうか。両者がともに利用可能な都市として、ここでは1939年の萩市を取り上げ、所得分布を比較してみよう。図10は所得階層別に戸数を対応させた分布図である。第3種所得税に関する統計は所得階層別に納税戸数を与えるが、最も低い所得階層は「1,000 円以下」と記されている。この年の免税点は1,000 円であるから、「1,000 円以下」には課税される所得額がちょうど1,000 円の戸数が記入されていると考えてよい。

国税データによる分布には斜線をつけてある。2つの税務統計がともに利用可能な所得階級をみると、所得金額が2,000 円以下の範囲では国税データによる戸数が戸数割データのそれを若干上回っている。この点について十分な説明を与えることは困難だが、ここでは次の2点を指摘しておきたい。第1の理由はこうである。第3種所得は税務署を通じて徴収されるが、戸数割の賦課は市町村によって行われる。かりに税務署と市町村では所得の調査力に差があり、後者のほうがこの面で劣ると想定してみよう³⁴⁾。その場合、把捉される戸数に差異がない

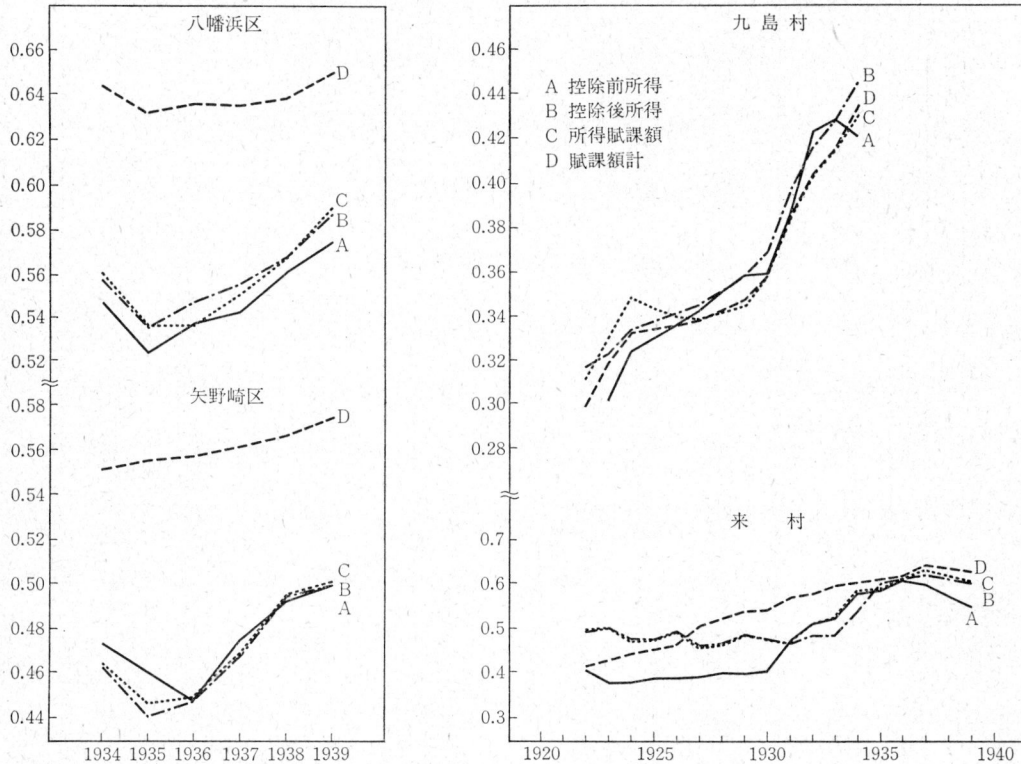
図11 国税データと戸数割データとによるパレート曲線の比較：萩市 1939 年



とするなら、戸数割の分布は国税の分布が左方にシフトした形となり、与えられた所得水準での納税戸数は戸数

34) 沙見 1933, 198 頁でも、これと同様なことが述べられている。

図 12 各種の所得指標によるジニ係数の推移
(愛媛県八幡浜市) (愛媛県北宇和郡)



(資料) 各市・各村議会議事録。

割データのほうが小さくなるはずである。第2の理由は、勤労所得に対する控除が国税の場合より戸数割の場合のほうが大きいという、先に指摘した事実である。このために、国税データにおいて高い所得階級に入る人々が、戸数割データではより低い所得階級に位置づけられることになる。この場合にも、国税データによる分布の左方シフトが生ずる。

図10をみると、国税データが上層の小部分しかカバーしていないことがわかる。第3種所得の免税点以下のところに、実は分布の主要部分が存在するのであり、国税データはまさに氷山の一角を捉えているに過ぎない。所得分布の最頻値が著しく左端に位置していることも、戸数割データから明らかである。

本稿でわれわれが使用する戸数割の資料は、すべてオリジナル・データを10分位データに改めたものである。

図11はバレート曲線を国税データと戸数割データとで比較した結果である。 x を所得、 N_x を x 以上の所得をもつ納税戸数とすれば、バレート法則は

$$N_x = A x^{-\alpha}$$

で示される。図11に示した右下がりの分布は上式を対数変換したもの、つまり

$$\ln N_x = \ln A - \alpha \ln x$$

に対応する。 α が小さいほど所得分布は不平等と判定される。国税データによりプロットした点はほぼ直線上に並んでいるが、戸数割データの場合低所得階級で分布は大きく左へ屈折し、バレート法則に従っていないことがわかる。しかしほぼ直線上に位置している標本を高所得者から選んでみても、その傾斜の絶対値は国税データのそれより小さい。もし図に記入したすべての標本を用いるなら、戸数割データによる α の推定値はますます国税データによるそれより小さくなるだろう。つまり国税データによる場合に所得不平等度が過小に推定される事実が確認される。

データの吟味

現在各市町村で保管されている戸数割賦課額に関する議事録はわれわれに種々の情報を与えてくれるが、そのうち所得および関連指標として利用可能なものは前記した4つである。すなわち納税義務者の控除前所得(A)、

それより扶養家族控除や勤労所得控除を差し引いたあとの控除後所得(B)、これに一定の税率を乗じて計算された所得への賦課額(C)、最後に賦課額計(D)でこれは所得への税金と資産への税金との合計である。

残存する戸数割賦課表のなかには、これらの4つの諸指標すべてを含むものもあるが、それはむしろまれなケースといつてよい。多くの市町村の議会議事録は A に関する情報を欠き、賦課額のみを記載している場合もある。それも C についてのデータならば、税率一定の条件から控除後所得 B について分布を推定しうが、場合によっては D に関する情報のみを含む戸数割賦課表さえある。しかしながら、もし D に関して計測された所得不平等度が A や B に関する不平等度と類似した時間的パターンに従うなら、われわれは A や B のデータを欠く地域についても所得不平等度を推定するための有力な手がかりをもつことになる。われわれはより広汎な地域のカバレッジをもった情報を必要としているから、上記の4種類のデータから求められる不平等度の相互関連に関する観察は、本研究にとってきわめて重要な意義を持つと考えられる。

図12は、愛媛県八幡浜市に属する2区と宇和島市周辺の2村について、 $A\sim D$ の4種類のデータを用いたときのジニ係数を比較したものである。まず D と他の系列とを比べてみよう。ジニ係数の水準についてみると、八幡浜区・矢野崎区・来村のように D が他の系列から大きく乖離している地域と(来村の場合には軸の目盛りが他の地域と異なることに注意せよ)、九島村のように4つの系列がかなり接近している地域とがある。この差異は、1つには各地域における資産の分布の不平等度を反映しているかもしれない。しかしそれと同時に、戸数割総賦課額中に占める資産への賦課額の割合に関して、各市町村にある程度の自由度が与えられていた事実にも起因する。もし所得の分布より資産の分布のほうがより一層不平等であるとするなら、資産への賦課額のウェイトが高い地域で、 $A\sim C$ と D との乖離幅は大きく現れる。

不平等度の時間的変化における系列間の相関性は、われわれにとってより一層興味深い論点である。短期的変化に関するかぎり、 $A\sim C$ と D との間に相関を見出すのは困難である。八幡浜区や矢野崎区のデータがそれを示している。来村の場合も1922~30年の期間でみると、 $A\sim C$ はほぼ不変であるのに対して D は上昇傾向を持っている。しかし期間全体にわたる趨勢という観点から眺めると、九島村や来村はもちろんのこと矢野崎地区の場

合においても、同一方向への動きを認めることができそうである。いうまでもないが僅か4つの地域に関するデータから、一般化された命題を引き出すことはできない。われわれに今後必要とされる作業は、資料のえられるより多くの地域について諸系列の比較を行い、それらの間に相互関係の経験則を確認していくことであろう。その際重要なことは、 B と C の系列は著しく接近して位置しているから、 C と D との間に長期的趨勢に関する共变的関係が仮定できるなら、 D の動きから控除後所得 B に関する不平等度が推定可能になる、ということである。したがって、戸数割賦課表から C と D の系列しか利用できない場合でも、その両者から求めた不平等度を比較することは、経験則の一般化のために大きな意義を持ちうると思われる。

図12によれば、 A と B との間には強い相関関係を窺見できる。これは、扶養家族控除や勤労所得控除が、分布を大幅に変化させるほどの効果を持っていないことを意味している。詳細に観察すると、多くの年次について、控除前所得 A に関するジニ係数よりも控除後所得 B のジニ係数のほうが概して大きいことがわかる。控除の仕方が分布を不平等化させる可能性は、もちろんないわけではない。しかし原データの整理の仕方にも、それは依存している。われわれは各納税義務者の所得をそのまま記録し、それから直接不平等度を計算するのではなく、所得階級別にグルーピングしたものをを用いて分析した。所得階級は低所得層で区間が細かく、高額所得層になるほど粗い。それゆえ、控除によって高額所得者が下位の所得階級にシフトする可能性よりも、低額所得者がより低い所得階級に位置づけられる可能性のほうが大きい。所得の控除によって低額所得者のなかには租税の賦課を免ぜられるものもあるが、課税対象として残存した人々の形成する分布がより低い所得階級で最頻値をもつタイプに歪められることもありうる。もしそうなら、控除後所得 B のほうが控除前所得 A よりも不平等に分布することになる。

B と C とがかなり接近していることを、図12は示している。すでに述べてあるように、控除後所得 B に対する税率はそれぞれ市町村ごとに一定の率に決められているから、 B に関する不平等度と所得への課税額 C に関する不平等度とが一致するのは当然である。にもかかわらず、図12では両者間に若干の差異がみられる。これもまた、 B のデータと C のデータとを整理するときの階級区分の差異に原因するものと思われる。

文 献 目 録

- [1] 藤田武雄『現代日本地方財政史』上巻, 日本評論社, 1976年.
- [2] 早川三代治「所得分布に関する諸考察」日本統計学会編『国民所得とその分布』日本評論社, 1934年.
- [3] 伊藤武夫「第1次大戦後の東北農村と村民所得——新潟県米倉村の農民層分解に関する一考察」『新潟大学教養部研究紀要』第5集, 1974年.
- [4] Hayakawa, Miyoji, "The Application of Pareto's Law of Income to Japanese Data," *Econometrica*, Vol. 19, No. 2, April 1951.
- [5] 広島税務監督局『税務統計書 昭和14年度』1940年.
- [6] 岩国史市編纂委員会『岩国市史下』岩国市役所, 1971年.
- [7] Kuznets, Simon, "Economic Growth and Income Inequality," *American Economic Review*, Vol. 45, No. 1, March 1955.
- [8] —, "Quantitative Aspects of the Economic Growth of Nations: VIII Distribution of Income by Size," *Economic Development and Cultural Change*, Vol. 11, No. 2, January 1963.
- [9] 南亮進『日本経済の転換点: 労働の過剰から不足へ』創文社, 1970年.
- [10] —『日本の経済発展』東洋経済新報社. 1981年.
- [11] —・小野旭「分配率の趨勢と変動」『経済研究』第29巻第3号, 1978年7月.
- [12] —・——・高松信清「戸数割資料による戦前期の所得分布の研究: その1 分析の試み」ディスカッションペーパー・シリーズ No. 38, 一橋大学経済研究所, 1981年a.
- [13] —・——・——「戸数割資料による戦前期の所得分布の研究: その2 戸数割資料の沿革・内容・資料価値」ディスカッションペーパー・シリーズ No. 39, 一橋大学経済研究所, 1981年b.
- [14] Mizoguchi, Toshiyuki, "Economic, Social and Industrial Factors on Changes of Size Distribution of Household Income: Japanese Experience in a Century," *Discussion Paper Series* No. 120, Institute of Economic Research, Hitotsubashi University, 1985.
- [15] 溝口敏行「日本の所得分布の長期変動」『経済研究』第37巻第2号, 1986年4月.
- [16] —・高山憲之・寺崎康博「戦後日本の所得分布Ⅱ」『経済研究』第29巻第1号, 1978年1月.
- [17] Mizoguchi, Toshiyuki, and Noriyuki Takayama, *Equity and Poverty under Rapid Economic Growth: The Japanese Experience*, Kinokuniya, Tokyo, 1984.
- [18] 内閣統計局『大正9年国勢調査報告 府県の部 第34巻 山口県』1926年.
- [19] —『昭和5年国勢調査報告 第4巻 府県編 山口県』1934年.
- [20] —『昭和10年国勢調査報告 第2巻 府

県編 山口県』1938年.

- [21] 大川一司・高松信清・山本有造『国民所得』(長期経済統計 第1巻)東洋経済新報社, 1974年.
- [22] Ono, Akira, and Tsunehiko Watanabe, "Changes in Income Inequality in the Japanese Economy," in Hugh T. Patrick (ed.), *Japanese Industrialization and Its Social Consequences*, University of California Press, 1976.
- [23] Otsuki, Toshiyuki, and Nobukiyo Takamatsu, "On the Measurement and Trend of Income Inequality in Prewar Japan," *Papers and Proceedings of the Conference on Japan's Historical Development Experience and the Contemporary Developing Countries*, International Development Center of Japan, Tokyo, 1982.
- [24] Paukert, Felix, "Income Distribution at Different Levels of Development: A Survey of Evidence," *International Labour Review*, Vol. 108, No. 2-3, August/September 1973.
- [25] 汐見三郎・他『国民所得の分配』有斐閣, 1933年.
- [26] —・他『各国所得税制論』有斐閣, 1934年.
- [27] Soltow, Lee, "Long-Run Changes in British Income Inequality," *Economic History Review*, Vol. 21, No. 1, April 1968.
- [28] 総務庁統計局『日本の人口 昭和55年 国勢調査の解説』1985年.
- [29] 総理府統計局『昭和15年国勢調査報告 第1巻 人口総数・男女の別・年令・配偶の関係・民籍または国籍』1961年.
- [30] —『昭和15年国勢調査報告 第2巻 産業・事業上の地位』1962年.
- [31] 高橋長太郎『所得分布の変動様式』岩波書店, 1955年.
- [32] 高山憲之『不平等の経済分析』東洋経済新報社, 1980年.
- [33] —「貧困計測の現段階」『経済研究』第32巻第4号, 1981年10月.
- [34] 田中広太郎『地方税戸数割』良書普及会, 1922年.
- [35] 寺崎康博「戦前期の所得分布の変動: 展望」『長崎大学教養部紀要 人文科学篇』第26巻第2号, 1986年3月.
- [36] —「戦前期日本の所得分布の変動とその要因——農家世帯を中心に——」『経済研究』第38巻第2号, 1987年4月.
- [37] Wada, Richard O., "Impact of Economic Growth on the Size Distribution of Income: The Post-war Experience of Japan," in Japan Economic Research Center and Council for Asian Manpower Studies (ed.), *Income Distribution, Employment and Economic Development in Southeast and East Japan*, Tokyo and Manila, 1975.
- [38] 山口県『昭和15年山口県統計書 第3編 産業』1941年.